

第1回熊本県環境影響評価条例等改正検討部会

議事概要

1 日時

令和5年（2023年）12月1日（金）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

市民会館シアーズホーム夢ホール 第5会議室・第6会議室
（熊本市中央区桜町1-3）

3 出席者

- （1）熊本県環境影響評価条例等改正検討部会
委員10名中7名出席
- （2）事務局
熊本県環境生活部環境局環境保全課5名
- （3）傍聴者等
なし

4 議題

- （1）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業における特例の検討
- （2）スクリーニング手続の導入に関する検討

5 議事概要

各項について事務局から説明した後、委員から意見及び質疑応答を行った。

【議題1】

主な意見・質疑等の概要	
部会長	事務局からの説明について意見・質問はあるか。
委員	配慮書を省略できるというのは、それ以降の手続は実施するということか。
事務局	そのとおりである。
委員	配慮書手続では、設置に係る環境影響について選定されている。太陽光パネルについてであるが、鉛、セレン、カドミウムが含有しており、リサイクルや埋め立てについてはどのような基準で評価されるのか。
事務局	太陽光パネルを処理する基準は、廃棄物処理法に基づき定められて

	<p>いる。</p> <p>配慮書手続での項目としては選定されていないが、方法書以降の段階で廃棄物の議論は行っている。</p>
委員	<p>配慮書手続では複数の案の比較検討を行い、それに従い方法書以降を作成する。</p> <p>方法書以降では、設置箇所やルートが変わるといった例はないのではないか。</p>
事務局	<p>風力発電の例ではあるが、準備書段階で設置を取りやめた例はある。</p>
委員	<p>小さな変更はあると思うが、設置する尾根自体を変えるといった例は、方法書以降では難しいのではないかと。配慮書段階であれば選択肢があると思われる。</p>
事務局	<p>促進事業と認めるかどうかの議論の中でその区域がどうなのか確認していくものである。</p> <p>また、促進事業のポイントとして、地元の方々の同意が得られていることがあり、そういった意味では配慮書手続は省略されるが、その場所で良いのかは、促進事業の議論の中で検討されているものである。</p>
委員	<p>もう一つ懸念事項があるため、クリアされる形で実施していただきたい。</p> <p>配慮書の場合、文献調査を行うと思うが、動植物のデータは狭い範囲でのデータはあまり確認できず、「レッドデータブックを参照」程度となる。そうすると細かい場所や地形など、生態系に配慮するためのデータが抜けていく。</p> <p>温対法の促進のためにアセスの期間が短くなることは反対ではないが、配慮書を省略するときのチェックが必要ではないか。</p> <p>例えば、風力発電の風車の設置箇所の尾根がV字型になっていると、谷部の水場が枯れていく。一基あたりの面積は小さいかもしれないが、一つの谷に対し3つ4つの風車が設置されると、かろうじてあった水場が干上がっていく。そうすると、昆虫類や両生類といった生物の繁殖がダメージを受ける。森は残るが、生物多様性の低い森になる。</p> <p>計画段階であれば尾根を変えることもできるため、そういったチェックができるように配慮書の省略をできるように検討していただきたい。</p>
事務局	<p>配慮書相当の議論は終わっているということで、アセスの審議を行う。今回の条例改正の一番のポイントは法律ですでに特例があり、それに条例も合わせていく考えである。</p> <p>法律で省略されたものについて条例で上乘せのようなチェックをかけるのは否定されるものではないが、趣旨に合わない部分がある。</p> <p>事務局の考え方としては、委員指摘のような懸念は、通常のアセスの中でも、方法書以降の手続で事業者の調査等の情報から現計画がどうなのかという議論が出てくることはある。</p> <p>アセスでは、配慮書を実施したから事業地が決定するというもので</p>

	<p>はないため、委員から話があったような指摘が方法書以降であった場合、事業者に再検討を求めるといことで対応できるのではないかと考える。</p>
委員	<p>形式上はそのようになっているが、現実的には、方法書以降で計画は変わらないことがほとんどであり、計画が止まったのは数十年余りで九州で1回しか記憶にない。</p> <p>配慮書を省くことは法に準じて県も変えていくことは当然だと思うが、条例が最初に制定された当時、県条例は法アセスよりも厳しかったと思う。</p> <p>熊本県のレッドデータブックも他県と比べて早く、自然を守るための動きが始まっていた。</p> <p>熊本県の自然は、農産物の生産量を考えても大事なものであるため、配慮書を省く過程でチェックを入れるだけで全然違ってくるのではないかと。</p> <p>決して反対ではない。</p>
事務局	<p>熊本の自然を守るという意気込みもある中で、条例ができた経緯はあることは同感である。</p> <p>委員が心配している方法書まで進んだ事業は基本的に止まらないのではないかと懸念であるが、事務局としては決してそうではないという認識である。</p> <p>全国的には再エネ事業の準備書に対しても事業の見直しを求めるような厳しい意見が出ていることは実際にあるため、配慮書を経たからといって事業を止めることができないということはないと思っている。</p> <p>アセスという手続がある以上、配慮書手続がなくなったからといって、方法書以降、その事業を無条件に進めていくつもりはないということ御理解いただきたい。</p> <p>チェック機能を設けるといのは、条例の仕組み上難しいところはあるかもしれないが、アセス手続は、方法書、準備書となるに従い、情報量が増え議論が深まっていくため、事業ありきでの運用はしていないところである。</p>
委員	<p>先ほどの意見について教えていただきたいのだが、V字型に風力発電機を設置したことで水源が枯れた例について教えていただきたい。</p> <p>また、先ほどの話の中で、九州で1件事業が止まった例についても理由を教えていただきたい。</p>
委員	<p>止まったのは長崎県の道路事業で、ヤマネが生息しているところ。二つに分けてアセスをし、一つ目はできたが、後半部分はできなかったという例。10年から15年前ではないか。</p> <p>水源が枯れるといのは、「枯れた」ではなく、水量が減るだろうと想定される事業が進行している。</p> <p>谷を囲むように3基又は4基風車が設置される予定となっており、現状の水場の水位から推定して、枯れるのではないかと予想している。ヒアリングの際にかなり意見を述べたが、その後の計画では配置が変更されていないため、おそらく風車が建った後、サンショウウオ</p>

	やカエル類、昆虫類が繁殖できないかもしれないだろう。
委員	その要因は稜線の樹木を切ったことで雨水が溜まらなくなることか。
委員	風車の設置場所は管理上、樹木を伐採することになる。また、草地にはなっても木がない状態となる。 1カ所や2カ所であれば大丈夫かなという感じであるが、その事例の場所は水場が少なく、重要な水場となっている。その水場を取り囲むような形で配置されている。
委員	2050年のカーボンニュートラルに向けて国は風力であれば5万kW以上を環境影響評価の対象とすることとしたが、前回検討した結果、日本は急峻な地形であることもあり、今までどおり5,000kW以上を条例の対象とするという話をした。それについてはそのまま残していただいた。 今回、配慮書手続をなくすことができる場所を各市町村で検討しなさいということ国が言ってきた。それに対し県として条例でどうすべきか検討し始めたところであるというイメージを持っている。 太陽光発電事業の対象事業の規模について、法第1種では4万kW以上、条例では20ha以上となっているが、20haではどれくらいの出力になるのか。
事務局	だいたいのところではあるが、20haでは2万kW程度になると想定される。
委員	パネルの数はどのくらいになるのか。
事務局	把握していない。
委員	地域脱炭素化促進事業のところで、太陽光と風力は県の基準が作成されているが、水力、地熱、バイオマスは促進区域の県基準を定める予定はないとのことだが、これらは規模が小さいということか。
事務局	規模の大小ではなく、促進区域そのものを定める予定がないということである。
委員	促進区域の設定は市町村が行うが、市町村にはそういうマンパワーはないと思う。スキルを持っている人もいないのではないかと。 県の方で何か手伝いをされるという話はあるのか。
事務局	環境保全課の担当ではないが、「地方公共団体実行計画」を定めるうえでは環境立県推進課が、計画中に定める「促進区域」についてはエネルギー政策課が支援するという話を聞いている。
委員	県知事意見は自然保護課が書いているのか。
事務局	関係課にも意見を求めるが、審査会、市町村の意見を環境保全課が取りまとめることとなっている。
委員	大きく修正されたというのは見たことがないが、配慮書に対する知事意見があれば、それがそのまま準備書まで付いている。 これまで、県は基本1回しか意見を書かないという認識だったため伺っている。
事務局	準備書には、配慮書に述べられた意見と事業者の見解、方法書に述べられた意見と事業者の見解を事業者が必ず書くことになっている。配慮書や方法書に対する意見を修正するというのではなく、準備書

	に載っている意見とその見解があり、準備書に対してはそれを踏まえたうえで知事意見を述べることになる。
委員	ということは、配慮書を省略できた場合、その点は事業者は助かるということで理解した。
委員	県条例の特例規定を廃止した場合に、促進区域についてはもちろん配慮書手続が省略されると思うが、促進区域以外の場所についてはどうなるのか。
事務局	特例規定を廃止した場合、促進区域以外は全ての事業について配慮書手続から全ての手続をすることになる。
委員	県の特例規定を廃止した場合でもそこは変わらないということか。だから今回廃止しても構わないという結論があるということか。
事務局	どちらかという、現在の規定のままでは、促進区域ではない場合でも手続が省略されてしまう可能性があるということである。 何らかの懸念がある地域であっても、促進区域以上の省略ができることになり、整合が取れないことになるため、促進区域における配慮書手続の省略に一本化したいという考えである。 その方が今の温対法の改正の趣旨に沿っているのではないかと考えている。
委員	事務局案①の「配慮書手続を省略しない」というのは、緩和であるが、先ほどから議論になっているのは、それでは見逃せない事業があるのではないかとということ。 配慮書手続は適用しないが、方法書以降で同等の手続を行うというのは違う。 配慮書段階であれば指摘できたであろうV字型の尾根の配置などは省略された場合、見逃されてしまう。方法書以降でこれまでの配慮書を含めたチェックをするという組み立てではない。 では、配慮書を省略することで緩和されるもの、チェックされなくなる可能性があるものが資料化されていないことが気になった。 また、促進区域の設定の段階で、環境の専門家が入れば、区域全体を配慮書レベルの議論をしたうえで決められるということがいえるというストーリーもありえるのではないかと。
事務局	参考資料②として付けている県基準を見ていただきたい。 「除外すべき区域」「考慮すべき区域」があり、配慮書と同じように文献で調査し、どういうところに考慮すべきなのかの基準を定めている。 例えば、鳥獣保護区が市町村の判断として促進区域から除くべきであるということはある。
委員	熊本県の基準に基づいて促進区域を選定することになるのか。
事務局	そのとおりである。 当然県基準に基づいて市町村が定めることになるが、仮にこの基準に基づかない促進区域であれば配慮書手続の省略はできないことになる。
委員	促進区域を定める段階で環境配慮に関する基準が示されており、それが配慮書のある部分を代替するものであるということか。

事務局	そのとおりである。
委員	<p>先ほどのV字の尾根のような、そこで漏れてしまう地形などのミクロ的なものは方法書以降に持ち込めるということになれば良いのではないか。</p> <p>地形などは具体的に分かなければ意見が出しようがないが、実際に事業が立ち上がり、方法書を行う段階で区域の設定で議論されていないミクロな点については、従前の配慮書で行うような議論を含めることができるかという点が良いのではないか。</p>
事務局	実際には、環境影響評価の審査会などで議論するところになると思われる。
事務局	<p>委員からあったとおり、促進区域を設定する段階、促進事業として認める段階では、環境関係の専門家の意見を聴きながら進めているところであるため、今回の配慮書の省略は同一の専門家による審査会を通して行うものではないが、配慮書と同等の手続の中では環境の専門家も関わっている。</p> <p>そういう意味では緩和というよりも、チェックすべき内容は確認されているが、違う場での確認という理解になる。</p>
委員	<p>地域全体としての配慮事項を踏まえて区域が設定される。</p> <p>そういう組み立てを示すことができるかという点が良いのではないか。</p>
委員	<p>県基準の自然環境のページには、環境省主体のデータが取られているが、県内で最も新しいものは県のレッドデータブックであり、その後ろの方には重要度の高い群落とハビタットが記載されている。それらは多様度の高い非常に重要な地域である。</p> <p>例えば、促進区域を設定するにあたって考慮を要する区域の中にそれを入れることは可能か。</p>
事務局	基準そのものはすでに作成されているものではある。
委員	<p>そうした情報の収集方法は常にアップデートされるべきものであり、専門家が必要だということであれば考慮されるべきである。</p> <p>この一覧に記載されている内容も頻繁な見直しが必要。</p>
事務局	<p>EADASの情報は更新されているものも含まれている。</p> <p>また、資料としては、「レッドデータブックくまもと」も含まれている。通常配慮書を作る際にも参考資料とするが、それに沿って県基準も作られている。</p>
委員	配慮書で情報があればそれを避けて事業計画を作られるが、方法書からスタートした場合、文献のデータの位置があやふやになるのではないか。
事務局	文献の情報は、市町村レベルだったりするが、方法書以降の調査は実際にその現場でどうなのか調査をするため、その情報の方がより重要な情報になる。
委員	方法書以降では、計画がずらされたり少し修正したりする程度で、「この計画」という形でスタートするのが怖い。
委員	<p>それは先ほど申し上げた「チェックされなくなる可能性があるもの」である。</p> <p>それは具体的な場所が決まるまで分からない部分であるため、方法</p>

	<p>書以降で議論すべき事項として位置づけられるということで解決できるのではないか。</p> <p>配慮書の省略によって何が失われるのか、要するに促進区域とは区域全体で配慮書を作りましょうということであるが、今のような議論は区域の設定の段階では議論できないため、方法書以降で議論することによいのではないか。</p>
委員	<p>配慮すべき「事項」には入っているが、事項ではなく「区域」である。</p>
事務局	<p>区域を設定するための「事項」ではあるが、例えばハビタットが事項としてあり、そのハビタットを区域として設定するかどうかを考慮するという流れになる。</p>
委員	<p>もう一点あるため尋ねる。</p> <p>特例規定を廃止するという点であるが、これは厳しくするということが良いか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>つまり温対法の促進区域外で特例が適用されると素通しになってしまうので、逆行する。これは明快で、ここで厳しくいかないと、国は認めていないのに県が素通しになってしまう。その点の確認である。</p>
事務局	<p>まさにそのとおりである。</p> <p>法で手続をやるというのに県で素通りする規定が残っているため、それはやめるということである。</p>
委員	<p>しっかりやっていただきたい。</p> <p>もう一点、県基準の区域図を拡大したものという話があったが、これはコピーを拡大したものであり、例えば真ん中の緑のところと黄色のところは何が違ってこうなっているのかは、10倍くらいで拡大し、写真付きでここはこうだという資料が欲しい。</p>
事務局	<p>図自体はイメージ図のようなものであり、実際の基準は先ほどの「考慮すべき事項」など。この事項のどれかに該当すれば黄色にしましょうといったイメージを図にしたものである。</p>
委員	<p>具体的に実際に道が見えるくらいまでの図になると、ちゃんとやっているのか、機械的にやっているだけなのかわかる。</p>
事務局	<p>事務局で作成したものではないため、図があるのか所管課であるエネルギー政策課に確認する。</p>
委員	<p>基準を作った際は、専門家が入っているのか。</p>
事務局	<p>アセス審査会の委員も含め、専門家が入っている。</p>
委員	<p>そういう専門家の了解のもとに作られているということか。</p> <p>今までの議論の中でいうと元データがリバイスされると地図もリバイスされるということになるのか。</p>
事務局	<p>責任をもって答えられる内容ではないが、基本的には、そういう仕組みと認識している。</p>
委員	<p>もう一点確認したかったのは、配慮書がなくなった場合に、方法書の中で今まで配慮書でやっていたような内容の中で重大な影響が分かった場合に、事業自体を大幅に見直すことは可能なのか。</p>
事務局	<p>可能である。</p>

	<p>アセスメント自体に事業を止めることを強制的に求めることはないが、アセスの役割として問題があるという意見を述べることはできる。そのため、方法書、準備書となっても配慮書の中で不十分な点があり、その点を改めて指摘する、意見することは十分あり得る。</p> <p>決して後戻りできないという認識はない。</p>
委員	<p>資料の図の中にあった配慮書の段階で場所や高さを変えらるということがあるが、方法書の中で本当にできるのか。方法書は環境保全対策など、マイナーチェンジのようなものであり、抜本的なことまで踏み込んで意見することはあり得るのか。</p>
事務局	<p>法律、条例の立て付け上、配慮書で決まった内容について意見を言うてはならないということはないため、指摘は可能であり、そのように運用している。</p>
委員	<p>アセスの説明の中で、アセスそのものは許認可制度ではないということであるが、最終的には要請をするまでで、事業者が要請をのまなかった場合はどうなるのか。</p>
事務局	<p>法においては、例えば風力発電などの再エネ施設は経済産業省が審査をするが、その審査の中で環境アセスメントの対応状況を届出の審査をすることになっている。</p>
委員	<p>事業の許可を出す段階で審査するということか。</p>
事務局	<p>言い方を変えれば、アセスで議論された内容が許認可で確認する項目に入っていないとしても、アセスで指摘された内容で審査をすることは可能である旨法律に明記されている。</p>
委員	<p>県基準の区域図が常に最新であることの確認を怠らないよう県が対応しなければ、市町村はどうにもならないので、県の責任が重いものであるということを確認していただきたい。</p> <p>配慮書の手続を省略することで事業計画が1年程度早まるということか。</p>
事務局	<p>正直、事務局の感覚としては、方法書以降がメインであり、手続期間は半年程度かと思われる。</p> <p>配慮書に代えてというわけではないが、地域脱炭素化促進事業計画を作成するにも手間がかかるため、必ずしも配慮書分の期間がなくなるわけでもない。</p> <p>ただ、再エネ施設の設置には、地元の理解というのが重要であるため、それは配慮書よりもはるかにハードルが高いものではないかと思っている。</p>
委員	<p>期待している。</p>
委員	<p>例えば、今まで分かっていなかった希少植物があったとして、調査で見つかったときにピンポイントの場所は出てこない。そういうデータは県でも把握しておく必要があり、後になって知っている人からあそこにあったという情報が出ることは心配がある。</p> <p>環境省や県のデータには出てこない情報を把握しておく努力が必要。</p>
事務局	<p>承知した。</p> <p>生物についてのアセス審査会などからの意見をみる限りではしっか</p>

	り調査するように意見をいただいているところ。
委員	全体について2点確認したい。 太陽光発電がパンフレットに入っていないが、これは古いからか。
事務局	パンフレットが古いためである。
委員	それは新しくした方が良い。 もう1点、太陽光発電と風力発電の県基準では、微妙に表現が異なる。太陽光では「促進しやすいエリア」があるが、風力は「促進しやすい」という表現はしていない。 この表現は何かあるのか。
事務局	県基準の12ページに基準の構成が書かれている。風力には調整エリア1のところに「一般的な調整事項があるが、風力の導入を推進する区域」とされている。 風力発電機は大きな構造物になるため、騒音や景観などが一般的な調整事項に該当すると思われる。大きいため、どこにでも導入しづらいということではないか。
委員	作るものが太陽光パネルと違うため、風力は「促進する」という表現はできないということか。
事務局	おそらくそういう背景があるのではないかと思われる。
委員	「特に考慮を要する」と「考慮を要する」がどう違うのか分からない。
事務局	例であるが、学校、病院等から500m以内は「除外すべき」(赤)、500~800mは「特に考慮すべき」(黄)となっている。また、居住地から500m以内は「特に考慮すべき」(黄)、500~800mは「考慮すべき」(青)となっている。
委員	人が住んでいるところからある一定距離が離れている場所は青で、それ以外の場所はある程度の距離のところから人が住んでいるため黄になっているということか。
事務局	居住地に関していえばそのとおりである。
委員	ブルーは人が住んでいてもよいが、学校や病院がいけないということか。
事務局	500~800mの間に人が住んでいてもよいが、学校や病院、環境アセスメントでいうところの「特に配慮を要する施設」はない。 500m以内に「特に配慮を要する施設」がある場合は赤、家がある場合は黄色となる。
委員	そのようにして残ったところが「青」ということか。
事務局	レイヤーを重ねていき、残ったところが「促進しやすいエリア」になる。
委員	青も残ったところではなく、青も調整エリア1には引っ掛かっているのか。
事務局	風力の場合であれば調整エリアに入らない場所はない。
委員	調整エリア以外というカテゴリーがない。 県基準の20ページの条件などに引っかかっているのが調整エリア1ということになる。

	800m の範囲で誰も住んでいないということは調べていないのか。
事務局	調べた結果なかったのかは正確には分からない。
委員	太陽光の場合はどのエリアにも当たらない場所があるが、風力の場合は、県内全体が何らかの影響のあるエリアになっているということか。
事務局	感覚的なものであるが、住宅から 800m 以上離れた場所は概ね保安林等他のエリアに該当しているのではないか。
委員	おそらく、調整エリア以外を調べるということはやっているだろう。
事務局	図は調整エリアを調べていったものであり、風力について各エリアを調べていった結果、何も残らなかったという可能性はある。
事務局	基準の中身については事務局が関与しているものではないため、責任をもって回答できないが、元々の指摘のとおり太陽光と風力では影響の仕方が異なり、風力の場合は何もない場所はなかったということである。
委員	市町村が促進区域を選ぶ場合は調整エリア 2、調整エリア 1 のどちらからでも選ぶことができるということになっているのか。
事務局	市町村が促進区域にすることを決めればできる。
委員	エリア 1、2 を決めたとときの条件を必ずしも満たさなくても良いということになるのか。
事務局	エリア 1、2 は「除外」しなければならないという扱いではなく、「考慮」するという扱いである。そのため、もちろん考慮は必要であるが、地元の方の同意などで促進エリアに含める判断は可能である。
委員	それぞれの自治体の判断をして、良いということであれば、促進区域に含めることができると。
事務局	そのとおりである。 ただ、考慮すべき事項はある。
委員	可能であれば、次回エネルギー政策課に確認したうえで、説明してもらいたい。
部会長	今日結論を出すわけではないため、事務局に持ち帰ってもらい、リバイスしたものを次回示してもらいたい。
委員	熊本では、太陽光発電をされている場所は斜面を利用しているものが多い。大きな谷を埋めるような事業が出てきた場合には、熱海のような土砂の流出事故があっては大変なので、気になる。
事務局	今のところ環境アセスメントの事例ではそういった事業はない。 他県の事例というのは、土捨て場の上に太陽光発電を載せているような事例とだけ思っただけかと思う。この事業については環境省から非常に厳しい意見が出されており、事業計画自体を見直すようにという指摘がされている。
事務局	補足であるが、熱海の事故を受け、盛土規制法が整備され、無秩序な谷の埋め戻しのような事業はブレーキがかかるのではないかと考えている。
委員	アセスにかかる太陽光発電は相当大きいものであるが、実際には 2～3ha 程度の規模が多い。土地利用が変更される際の審議会にはかか

	<p>るが、その場では提言等ができない。 20ha という基準が何枚程度のパネルに相当するのか調べていただくとイメージが湧くのではないかと。</p>
事務局	次回示す。

【議題2】

主な意見・質疑等の概要	
部会長	ただいまの事務局の説明について、意見・質問があればお願いしたい。
委員	熊本市が制定するから県も、ということなのか。
事務局	熊本市だけがスクリーニングを導入した場合、熊本市が環境影響評価不要とした事業について県条例に基づき手続きが必要と解されるため、熊本市だけ導入してもあまり意味がない。
委員	熊本市には条例を独自に制定する権利があるということか。
事務局	熊本市に限らず条例を制定することはできる。
委員	県も熊本市に合わせてスクリーニングをするのか。自治体が、例えば合志市が独自に条例を制定した場合、県もやらなければならないという議論になるのか。 条例を制定した市は除外するという規定もある。
事務局	市町村が環境影響評価及び事後調査に関して条例を制定し、県条例と同等以上の効果が期待できる場合は、その市町村の条例を指定することができる。その市町村内で行われる事業については、県条例を適用しないとなっている。
委員	選択肢は二つで、県が指定するか、県もスクリーニングをするかということ。
事務局	指定をした場合であっても、スクリーニングで熊本市が環境影響評価不要と判断した事業が、この規定に該当すると判断できるのかということである。
委員	それは該当するのではないかと。 熊本市が環境影響評価不要と判断したものに対し、県が必要と判断することができるのか。 合わせてやるということになると、完全に一致しないといけないのか。
事務局	<p>県条例は基本的に県内全域をカバーしているが、各自治体が条例を制定することを認めている。</p> <p>ただし、県の条例より緩い条例の場合は、それは県の条例を適用することになっている。</p> <p>例えば、熊本市が条例を制定したとしても、県より緩いアセスの内容であれば従来どおり県条例を適用するというのが、この条例第48条第2項にある。</p> <p>もし、熊本市がスクリーニングを導入し、スクリーニングで環境影響評価をやらないということをした場合、県条例上、県のアセスが適用されるという手続となる。</p>

委員	それを解消するためには、熊本市と一致したスクリーニングに県がしなければならないということか。
事務局	一つの方法としては、市と合わせて県も同じようなスクリーニングを導入することで、県と市が同等以上とする。 もう一つは、第 48 条第 2 項の考え方をなくしてしまうということもあるかと思うが、今回は前者を選択したいということである。
委員	例えば、二つの市が独自に制定した場合、県は機能しなくなるのではないか。 つまり、県のスクリーニングは市より緩くしなければならないということになる。
事務局	緩くというか県と同等以上であれば、市は独自のアセスを行うことができる。
委員	どういう落としどころがあるのかと。 熊本市が勝手に決めようとしているので、県がそれに合わせて緩和しようとしていると。緩和しないとすると、市がスクリーニングで環境影響評価をしないといたときに、県がやらなければならないということになる。
事務局	元々同じようなアセスの規模要件などがあって、それが県と同等以上である、例えば土地の造成事業であれば 25ha という規模要件がある。
委員	市が県より緩い条例を作るということから議論が始まっている。
事務局	市が条例を作ろうという動きがある。
委員	本来県より厳しいものでなければならない。 市が勝手に決めると、それは県条例の趣旨に反するため、県もこの機会にスクリーニングの規定を作ろうではないかということか。
事務局	そういうことである。 熊本市が現在作ろうとしているスクリーニングは県としても理解できるものである。
委員	県と市に齟齬（そご）があるわけではなく、いいアイデアではないかみたいなどころもあるということか。
事務局	まさにそのとおりである。 アイデアとして良いため、県の方でも検討するということである。
委員	県としては市と当面連携を取りながら、同等の条例を、というのが一つのあり方であると。
委員	市の条例が制定された場合には、県の条例は適用されないということか。
事務局	基本的には適用しない。 ただし、市の条例が県条例より緩いものであれば県を優先させるという条例になっている。 今回の市の取組に合わせ、県条例もかなり昔に作ったものであり、今の時代に合っていない部分もあるかもしれないため、今回は県条例を改正し、市の条例に合わせようという考えである。
委員	市の条例は県より厳しいものになる可能性もあるということか。

事務局	<p>基本的には厳しい条例になる見込みである。</p> <p>厳しいものであるが、市の議論の中でこの事業はアセスを必要なのか議論があり、その事業に対しては一定の融通をきかせるような手立てを作るべきではないか、そうした考え方がスクリーニングである。</p> <p>基本的には、県と同等か若しくは厳しい条例となる。</p>
委員	<p>県にはあるが、市にはない事業はないのか。</p>
事務局	<p>それはない。</p> <p>相互に情報共有しながらやっている。</p>
委員	<p>例えば県は20ha以上が対象で、熊本市が10ha以上を対象規模とした場合、かなり厳しい条件となる。そこで、その条件の事業はスクリーニングをやるという話である。</p> <p>だいたい熊本市のスクリーニングはまとまっているようだが、新しい事業種として高層建築物と複合開発事業が県にないものであり、それについては厳しいものを作ると聞いている。</p> <p>例として、横浜市が高層ビルについて厳しい基準を設けているが、神奈川県全体では基準がないため、そういう事業を加えてより厳しい基準を設け、さらにより早く進めるためにスクリーニングを加えるという話で進んでいる。</p>
事務局	<p>補足すると、前回の熊本市の環境審議会では、金峰山の周りなど、より細やかな環境配慮が必要な地域については、厳しい基準を適用し、そこに対してはスクリーニングを設けるといった話があったと思われる。その部分のスクリーニングについては、県より厳しい基準であるため、問題ない。</p> <p>本日、審議いただくテーマは、その前の熊本市環境審議会が出されていた県と同等レベルのアセスについてスクリーニングで緩和するという部分である。</p>
委員	<p>2点伺いたい。</p> <p>スクリーニング手続とは、というところであるが、判定する手続はどこかの課で判定するのか。それとも、アセス審査会で判定するのか。</p>
事務局	<p>それについては、御意見をいただきたいと思っているところである。手続として配慮書段階では専門家の審査会で審議するが、その場で併せてスクリーニングをやって良いかという議論をするのか、分けるのか、御意見をいただきたい。</p>
委員	<p>風力、火力などの事業があるが、対象事業は区切る予定なのか、それとも全ての事業とするのか。</p>
事務局	<p>事業の種類としては限定する予定はないが、種類によっては実質的にできない可能性はある。</p> <p>例えば、最終処分場は「建替え」というものはないため、実質的に適用は難しいと考えている。</p> <p>こういう事業は好ましくないのではないかという意見があれば、今回や次回の検討部会でぜひいただきたい。</p>
委員	<p>産業廃棄物を持ち込んで処理する施設を同じ敷地内で建て替える場合、敷地面積が同じであれば環境影響評価不要とパターンもあり得る</p>

	ということか。
事務局	<p>想定されている事業の一つではある。</p> <p>ただ、状況によっては、建て替えないことを条件に地元と合意している場合もあるため、そういう事情は考慮すべきかと思っている。</p>
委員	<p>配慮書の後であれば現状がどうなっているのか、水質や動植物などのデータをチェックができるということになるのか。</p> <p>広い敷地内に建てていた場合、敷地内に森や湿地が現在もある状態で稼働していることもある。そういうとき、全く配慮せず建て替えた場合、そこで作られている生態系が壊されることもあり得る。</p>
事務局	<p>配慮書の中には事業実施想定区域とその周辺の環境の状況を記載することになる。細かいところまでどこまで記載されているかの問題はあるが、例えば現在稼働している施設のモニタリングとして調査が行われていればそのデータは配慮書に記載されるものであると思われる。</p>
委員	<p>従前の施設がアセスの対象となっていれば、当初のデータは提出させることができるのであれば、変化をみることができる。</p>
事務局	<p>アセスの後には事後調査も行うため、前回アセスを行っていれば、委員からあったような情報は貴重なデータとなる。</p> <p>そういうデータを出させることは仕組みの一つとしてあり得る。</p>
委員	<p>アセス不要なのではないかという事業に関わったこともあるため、方向性としては良いと思う。</p> <p>ただ、チェックの仕方を整えておかなければ抜けが出てくるのではないかと心配している。</p>
委員	<p>市がスクリーニングをした場合、県がもう一度チェックするという仕組みがこれからも続いていくということか。</p>
事務局	<p>そうではなく、今回熊本市が条例を作った場合、熊本市域の事業については基本的に熊本市がアセスの審査をすることが基本である。</p> <p>ただ、今回スクリーニングの話を議題としているのは、前提として現在の県条例では県より緩い条例を熊本市が作る場合は、従来どおり県の条例を適用することが規定されているということである。</p>
委員	<p>県条例にそう謳ってあり、それは今後も生きていくということか。</p>
事務局	<p>今後、他の自治体が条例を制定するとしても、県条例のその条文があるからこそ、県より厳しい条例を考えてもらえる。</p>
委員	<p>長崎県の例を出していただいているが、福岡県と福岡市、北九州市はどうしているのか、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>スクリーニングの手続を導入している自治体ということで、今回長崎県の例を挙げている。福岡県、福岡市、北九州市ではスクリーニング手続を導入していない。</p> <p>福岡県と熊本県で事情が異なるのは、環境影響評価条例ができた平成12年頃にはすでに福岡市と北九州市はいずれも政令指定都市であり、福岡市、北九州市の条例が先にでき、その後福岡県の条例ができたという状況だった。</p> <p>今回、熊本県の場合は熊本市が後で政令指定都市になり、後で条例を作ることになったため、状況が異なっているところがある。</p>

委員	長崎県以外の九州各県にスクリーニング手続はないということか。
事務局	そのとおりである。
委員	北海道と札幌市は事例になるのではないか。
事務局	北海道は土地が広大で対象事業の規模の考え方が異なる。札幌市は市街地と森林部のすみわけがあり、山の方で厳しくするという土地柄がある。
委員	資料に「計8自治体」や「計7自治体」とあるが、8ぐらいであれば書いていただきたい。
事務局	承知した。
委員	市だけがスクリーニング手続を導入した場合、市が決めても意味がないということになるのか。
事務局	そのとおりである。
委員	環境影響評価不要又は必要と想定している事業について、「同規模の大きさ」「既存発電機より大きな発電機」とあるが、1基あたりの規模と考えてよいのか。 例えば、熊本市の温泉と阿蘇の温泉など、県市で同じ事業規模では不都合が出るような事例はあるのか。
事務局	風力発電については、鳥類関係は特に気になるところだとは思いますが、これもあくまで例として挙げているものであり、御意見をいただきたい。
委員	熊本独自に追加すべき基準はあるかということだが、熊本は水で持っている都市であるため、水に関して有明海など閉鎖性海域を守っていききたいということに関連して、最近心配しているのはTSMCの地下水の枯渇と排水の規制。規制を強くしていただきたい。 排水を多く流した場合、重金属やCODなど、総合的な基準を設けてほしいという要望がある。
事務局	TSMC関係の不安などは環境保全課でも受けているところである。 情報発信が不足し誤解を受けているところもあるが、法律などで規制はしっかりしている。環境保全課で所管しているため、頑張っていきたい。
委員	スクリーニング手続でそれ以降の手続をするかしないかだけでなく、判定した結果、項目を減らして実施するということはできないか。 例えば、動植物は不要だが、水質や水量、土壌は必要ということはいかがか。
事務局	実際、例えば太陽光発電に関しては工場の屋上に設置する場合は項目を合理化するという考え方はある。 それと同じように項目を合理化するということは、現在のアセス制度でも可能である。 審査会でも項目の追加の意見はよくあるが、省略の意見はあまりない。アセス上はそういう意見も問題ないため、意見を言っていれば事業者も反映するのではないか。
委員	「なし」というのはまずいが、いくつか気になる項目がある場合にそういう設定ができればと考えている。

事務局	そういう助言をしていただいたうえで、よりスリム化した形で進める手もあるということで理解した。
委員	第2回部会に向けた検討課題として、配慮書手続と同時か手続後が良いのか、というのは例えば長崎県がどうなのか、他の類似の自治体がどうなのか、検討課題の議論のための情報はどうなのか。
事務局	具体的には次回の議題で説明する。配慮書手続、判定、方法書手続という流れがあるが、その場合、配慮書手続中にはこの事業が方法書以降の手続を省略するつもりがあるのかどうか分からない。 それが分かった前提で配慮書手続を審査した方が良いのではないかと、というのが提案の一つである。
委員	後か同時かが事務手続きの問題なのか、事業者の問題なのかこの表現だけでは表せない部分があり、何が論点なのか、次回示していただきたい。
事務局	言い換えれば、判定をするうえでアセスの審査会の委員が関わるかどうかの分かれ目であると考えている。関わるべきということであれば、一つの方法として、配慮書手続の前に事業者にスクリーニングの意思表示をしてもらい、それを踏まえて配慮書の審議をする形になると考えている。
委員	事業者がスクリーニングをするかどうかを判断すべきではなく、評価者側がスクリーニングで良い又は一部の項目で良いという判断をするべきではないか。事業者があらかじめスクリーニング対象だと申請をするのは趣旨に合わないのではないかと。 配慮書手続は、出したうえで行うということだったため、出てきたものを見たうえで、以前と同じだからスクリーニングで良い、この項目は必要という判断があるべきではないか。
事務局	今の意見は、スクリーニングをやって良いかどうかの判断は、審査会などで判断すべきではないかということか。
委員	そういうことである。
委員	事業者が届出をする場合は、単なる一枚紙となるのか。
事務局	今回の提案では配慮書手続を行ったうえでのスクリーニングとなるため、配慮書のデータは確認できる状態で判定をすることになる。 例えば、配慮書手続の後に事業者が届出をする場合、届出自体は簡単な届出になる可能性はある。配慮書の審議を経ているため、配慮書の結果、スクリーニングを適用し、以降の手続を不要としたいという届出を出し、県で審査をするという流れとなる。先ほど委員から提案のあったような流れではなく、事業者が届出をする場合はそのような流れになる。 今日いただいた意見の中では、判定の手続は専門家がいる審査会で議論した方が良いのではないかとという意見を伺ったと認識している。
委員	審査会に加え、動物の分類群（哺乳類や陸産貝類など）が不足していることがあるため、アセスの内容によっては必要な項目があり、一般的な分類群の専門家は入ったうえで審査した方が良いのではないかと。
事務局	アセスの審査会の規定では、必要な専門家を外部から招へいし、審

	査に加わるという仕組みはあるため、そういう規定を活用したい。
委員	実施している自治体が、具体的にどういう規定としているのか検討課題に向けた資料を作成していただきたい。
委員	その他、熊本と同じように市が新たな条例でスクリーニングを持っていた場合に県がどうなっているのか、例えば横浜と神奈川などが参考になるのではないか。
事務局	承知した。
部会長	二つの議題について、ある程度網羅的な意見が出たと思われる。今日の意見を基に修正した資料を次回、事務局に示していただきたい。

※配付資料

第1回熊本県環境影響評価条例等改正検討部会 次第

【議題1】地域脱炭素化促進事業における特例の検討

【議題2】スクリーニング手続の導入に関する検討

(参考資料)

熊本県環境影響評価条例のあらまし

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準